

公立大学法人大阪運営協議会事務局規程（案）

（目的）

第1条 この規定は、公立大学法人大阪運営協議会規約（以下「規約」という。）第23条第2項の規定に基づき、公立大学法人大阪運営協議会（以下「協議会」という。）の担任する事務の管理、執行等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局の設置）

第2条 協議会の事務を処理するため、規約第11条の規定に基づき、協議会に事務局を置く。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) その他協議会の運営に関すること。

（職員）

第4条 規約第10条第1項に定める主任の者として、事務局に事務長を置く。

- 2 事務長は、大阪府府民文化部大学担当理事とする。
- 3 事務局に、事務長の他若干名の事務局員を置く。

（職員の職務）

第5条 事務長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

- 2 事務長に事故があるとき又は事務長が欠けたときは、会長が任命した者がその職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

（専決事項）

第6条 事務長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の運営に関する物品購入等の契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関する軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第7条 事務局における文書の整理、公文例式その他文書に関する取扱いについては、大阪府の例による。

（職員の服務）

第8条 職員の服務、勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する団体の例による。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。